

利用者負担額徴収基準額（3号認定）

(円)

階層区分		一般世帯		ひとり親世帯等	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税	0	0	0	0
第3	市町村民税均等割額のみ	6,000	5,800	2,500	2,400
第4	市町村民税所得割額 26,000円未満	9,000	8,800	3,000	2,900
第5	26,000円以上 48,600円未満	12,000	11,700	3,000	2,900
第6	48,600円以上 63,000円未満	16,100	15,800	3,000	2,900
第7-1	63,000円以上 77,101円未満	25,900	25,400	3,000	2,900
第7-2	77,101円以上 129,000円未満	25,900	25,400	(一般世帯と同じ)	
第8	129,000円以上 174,000円未満	38,000	37,300		
第9	174,000円以上 199,000円未満	44,500	43,700		
第10	199,000円以上 397,000円未満	56,800	55,800		
第11	397,000円以上	58,900	57,800		

【 保育料の算定について 】

保育料は、保護者の町民税所得割額、世帯状況、保育時間により決定します。直近の所得状況を反映させるため、4～8月分は前年度分の町民税額で、9～3月分は当年度分の町民税額で算定します。

算定の対象範囲は、児童の父母で所得のある方、父母に所得がない場合などには父母以外の家計の主宰者も含めて算定します。

年度途中で満3歳に達した場合でも、その年度中は3号認定と同額を適用します。満3歳を迎えた最初の4月1日から就学前の3月31日までの3年間で、幼児教育・保育の無償化により、保育料が無償となります。

ひとり親世帯等とは、母子世帯または父子世帯のひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など交付を受けた児童(者)や特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯をいいます。離婚の取り扱い…①離婚届が提出されている(調停中の場合は裁判所が発行した証明書で可)かつ②別居していることでひとり親世帯とみなします。

保育料の算定は、税額控除(寄附金控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別控除等)を受ける前の税額を適用します。

【 多子軽減について 】

小学校就学前の範囲において、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

町民税所得割額合算額が57,700円未満の世帯は、年齢制限に関わらず、第2子が半額、第3子以降は無料になります。また、町民税所得割額合算額が77,101円未満のひとり親世帯等は、年齢制限に関わらず、第2子以降が無料になります。

○第3子以降の児童の保育料無料化について(町の独自事業)

越生町では同一世帯内で子どもの年齢の高い順に数え、3人目以降の児童が保育所を利用する場合は、保育料が無料となります。ただし、町税や保育料に滞納がある場合は、対象外となります。

【 保育料の取り扱い 】

病気等で出席していなくても、毎月1日現在に保育園等に在籍していれば保育料を納めることとなります。また、退所日にかかわらず、保育料はその月分までを納めることとなります。日割り計算はしません。

【 各種届出について(変更は申請の翌月から適用※故意に申請を怠った場合は除く) 】

認定(短⇄標準)を変更する … 事前に保育園に相談したうえで、就労証明書等を持参し子育て支援課で申請してください。

勤務先・勤務時間に変更なる … 就労証明書を子育て支援課に提出してください。町内保育園の場合は、保育園の提出も可。

産休・育休を取得する … 取得前に母子健康手帳を持参し、子育て支援課で申請してください。原則、保育短時間認定となります。

離婚・再婚等で世帯状況が変更になった・**住民税額が変更になった**・**町外に転出する**・**退園する** … 子育て支援課で申請してください。